

令和 5 年 第 2 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火）午前 1 0 時

場 所：教育委員会室

教育長	蓮	沼	千	秋
教育長職務代理者	平	井	俊	一
委員	天	野	安喜子	
委員	森	本	勝	也
委員	井	戸	道	代

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	大	關	一	彦
	教育指導課長	佐	藤	嘉	弘
	学校施設課長	八	木	邦	夫
	教育研究所長	百	々	和	世
	統括指導主事	千	葉	一	知

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	中	尾		隆
	同 主査	志	村	一	彦

蓮沼教育長	開会時刻 午前10時 ただいまから、令和5年第20回教育委員会定例会を開催します。 日程第1、署名委員を決定します。平井委員と森本委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、継続となっております陳情第1号「中学校英語スピーキングテスト結果の令和6年度都立高校入試への活用中止に関する陳情」について審議いたします。 これまでに提出された資料や皆様からの意見を踏まえて、質問・意見などございましたらお願いします。新たな資料要求もありましたらお願いします。
平井委員	先日、江戸川区立中学校PTA連合協議会、P連のほうでご挨拶させていただくときに、保護者、先生方に、スピーキングテストに関して何か不具合があるかどうかお尋ねしたところ、今の時点ではそういう情報はありませんでした。何度かお聞きしていますが、その後、区のほうに何か問合せ等ありましたでしょうか。
佐藤教育指導課長	こちらには直接、質問・問合せ等はございません。 先日18日付けで、受験会場が決定しまして、その通知が各学校に転送されました。おおむね60分以内のところですが、学校によっては少し離れた会場、例えば科学技術高校など、近いところでは、江戸川、篠崎、小岩高校等がありますが、この場合の受験会場までの費用は個人負担になりますので、去年も不公平だという話が出ましたけれども、基本的に個人負担で実施、会場まで向かうということで東京都は申しております。
教育長	昨年より会場数は増やしているんですね。昨年、課題として声が上がっていたから、特に交通の便が悪いところなんかも踏まえて、大学だとか都立高校もそうですね。
教育指導課長	去年はバスの便が不便なところは東京都がバスを発注した件もありましたけれども、それは西の市部でございまして、基本的に、区部は今年も公共交通機関で会場まで向かうことになってございます。
教育長	これからも現場から要望とか声があれば、東京都に伝えていきたいなと思っています。ほか、いかがでしょうか。

教 育 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 よろしければ、本日の陳情審議は、次回に継続ということでよろしいでしょうか。
教 育 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、陳情第１号は継続といたします。 次に、審議の進め方についてお諮りします。 第３９号議案「教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について」は、議会に上程される前の予算・条例案に関することであり、政策形成過程にある案件であること、また、第４０号議案「人事異動について」及び第４１号議案「江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正について」は、人事に関する案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。 また、第４０号及び第４１号議案は関連する議案ですので、一括して審査したいと思います。 この発議に賛成の方は挙手をお願いします。
教 育 長	〔賛成者挙手〕 賛成多数と認めます。これより会議は自治体となります。 なお、第３９号議案については、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。
教 育 長	〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため第３９号議案審議部分を公開〕 それでは、第３９号議案を審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進 課 長	それでは、ご説明させていただきます。資料の１枚目をご覧ください。 教育に関する事務の議案についてということで、１１月２１日に開会いたします、令和５年第４回区議会定例会に提出する議案につきまして、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を聴取するものであります。

内容は記書きの2点です。1点目は、令和5年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。2点目は、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例に関してでございます。

はじめに、補正予算でございますが、令和5年度第7号補正予算概要（教育費）案をご覧ください。1ページ目が歳出でございます。歳出につきましては、教育費ということで、学務課、学校施設課、教育研究所、それぞれの課の費目で今回補正を計上してございます。

一番上の学務費でございます。特別支援学校等給食費補助事業費ということで、1,968万円の計上でございます。給食費につきましては、区立の小・中学校は、今年の2学期から給食費の無償化を行いました。

一方で、区内に住所を有する小・中学生でも、いわゆる都立の特別支援学校に通っている子どもの給食費については、補助がなかったところでございますが、今回そういうお子さんについても補助をするということで補正予算を計上させていただいたところでございます。

2点目の学校施設費につきましては、二之江小学校、小松川・平井地域統合小学校、また鎌田小学校とそれぞれございますが、1件目の二之江小学校施設改築費につきましては、物価の高騰や地中障害物の撤去等に関する費用ということで、1,846万3,000円を計上したところです。

2点目及び3点目につきましては、いずれも改築の概要が決定したことに伴いまして、今後プロポーザルを行うための関係費、また事前調査を行うための費用ということで、それぞれ6,235万1,000円、また4,059万9,000円を計上したところです。

教育研究所費につきましては100万円の計上でございますが、こちら指定寄付ということで寄付をいただいたものでございます。これに伴いまして、寄付者の意向も反映した中で、学校用の社会科の副読本を購入するための費用として計上させていただきました。合わせて1億4,209万3,000円の歳出の補正予算でございます。

次のページをご覧ください。こちらが継続費ということで、数年度にまたがって支出する費用について計上しているものでございます。

上段の新規につきましては、いずれも令和6年度から改築工事を行う学校でございますが、工事自体は令和6年度から開始するんですけれども、今年度中に入札等の手続が必要となるため、この継続費を計上するものでございます。上小岩小学校、一之江小学校及び葛西第二中学校につきまして、それ

ぞれ令和５年度から令和９年度の年割額をお示ししたところでございます。

下段が、継続費（変更）でございますが、二之江小学校施設改築費ということで、先ほどの１ページ前のところで、物価の高騰や地中障害物の撤去ということで補正予算を計上させていただきました。その分の金額、１，８４６万３，０００円をこの令和５年度の年割額を変更することで増額したものでございます。次のページをご覧ください。

３ページ目につきましては繰越明許費ということで、２年間にまたがって支出する費目につきまして、こちらに計上してございます。

学務費につきましては、学校維持管理費ほか３点、全部で４点の計上がございますが、いずれも東小松川小学校の新築工事がアスベストの関係で工事期間が伸びました関係で、本来、今年度中に支出する科目が来年度、令和６年５月以降に伸びるということで、今回、こちらを繰越明許としたものでございます。

学校施設費につきましては３点ございますが、一番上の東小松川小学校施設改築費につきましては、学務課と同様、東小松川小学校の工事期間が延伸したことに伴いまして、新校舎移転の運搬に係る契約を令和６年度に繰り越しするというものでございます。

２点目の小松川・平井地域統合小学校施設改築費及び３点目の鎌田小学校施設改築費につきましては、令和５年１２月から令和６年８月の期間で、事前調査を行うということで、先ほど歳出の科目で事前調査費として計上したものが、２年度にわたって支出が必要になるため、繰越明許でも計上したものでございます。

下段が債務負担行為でございます。翌年度以降に支出を伴う行為を行うためにあらかじめ設定するものでございますが、学校施設費の中の小松川・平井地域統合小学校と鎌田小学校でございますが、こちらに計上してございますのは、設計委託に関する費用でございます。令和５年度から令和７年度の期間にまたがって費用を支出する、また、令和６年の１月にはプロポーザルを実施するということで、あらかじめ債務負担行為を行い、限度額として定めるものでございます。補正予算につきましては以上です。

続きまして、次のページをご覧ください。

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

一之江小学校の改築工事に伴いまして、令和６年度から工事が開始するところでございますが、改築工事期間中の学校の校舎につきましては、旧二之江第三小学校を仮校舎として利用する予定でございます。

それに伴いまして、一之江小学校の住所を変更するというのが今回の改正

	の趣旨でございます。 新旧対照表をご覧くださいますと、別表のところで赤字で記載している部分が今回の改正箇所でございます。 現在の一之江小学校の住所は、一之江四丁目5番1号にありますが、これを旧二之江第三小学校の住所、江戸川五丁目18番地に移転するものであります。移転の時期につきましては、来年度早々ということで検討しているところでございますが、正確な日付につきましては付則にございますように教育委員会規則におきまして、別途定めて施行する予定であります。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、何か、質問、意見等あればお願いします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。 なければ、第39号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 秘密会はここまでとします。 〔秘密会終了〕
教 育 長	続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 教育委員会後援名義の使用承認について事務局から報告をお願いします。
教育推進課長	今回ご報告させていただきます後援名義は1件でございます。後援名義使用申請の回数は4回目。区の後援も取得する見込みであります。 行事名は、第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会であります。申請者は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会会長。事業の目的・概要は、全国各地域の中学生ラグビーの活動を活性化し、中学生プレーヤーの交流を促進するとともに、心身の発達と競技力向上を図るというものでございます。実施日時は、令和5年12月23日（土）から25日（月）。実施会場は、江戸川区においては、スパアーズえどりくフィールド（江戸川区陸

	上競技場)です。そのほか、江東区夢の島競技場を会場とするものであります。事業の対象と範囲は、各都道府県代表の中学生チーム。経費の徴収としては、一人1,000円の参加費を予定しているそうでございます。賞状・副賞等はありません。 参考に実施要項(案)と予算書を添付させていただきました。実施要項の1ページ目、真ん中ほどをご覧くださいますと、前期と後期二つのグループに分かれ、それぞれ大会を行うものとございます。男子の部、女子の部、それぞれ実施します。 2ページ目をご覧くださいますと、参加チームというところに記載がございますが、男子の部につきましては(1)で記載がございますように、第1ブロックA・B、また、第2ブロックA・Bと記載がございますが、チーム合計といたしましては、関東から7チーム、関西6チーム、九州3チームの合計16チーム、こちらを四つのブロックに分けてそれぞれトーナメント戦を行うものであります。(2)女子の部につきましては、関東2チーム、関西1チーム、九州1チームの4チームでトーナメント制を実施するものであります。 ちなみに、東京選抜のチームにつきましては、まだ現時点では決定していないそうでございますので、東京選抜のチームの中に江戸川区の子どもがいるかも含めて問合せをしたんですが、現時点では分からないと聞いています。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、質問、意見等あればお願いいたします。
天 野 委 員	全国大会ということも含めて、観覧するとこの競技って面白いんだなと感じられますので、ぜひ観覧をしていただくようなアナウンスをしていただければいいなというのが一つです。次に会場のことですが、実施要項(案)で、江戸川区陸上競技場となっているので、そこはぜひ新しい名前に変更していただくようご指摘いただければと思っています。
教育推進課長	まず、大会の周知につきましては、区長部局と協力して行っていきたいと考えてございます。また、こちらの要綱にございます、江戸川区陸上競技場の表記につきましては、スピアーズえどりくフィールドというもので、現在のネーミングライツということでこちらが正式名称になりますので、主催者にはその旨をお伝えしたところでございますが、こちらの資料の修正は間に合っておりません。お伝えはしてございます。

教 育 長	ほか、いかがでしょうか。
平 井 委 員	江戸川区の子どもたちが参加されるか分からないということですが、中学校の部活動では多分ないんですよね。人口少ないと思いますけれども、注目されているスポーツだと思いますので、裾野を広げるためにも応援していきたいなと思います。
教 育 長	区内の中学校でラグビー部ありましたよね。南葛西中学校でやっていますね。そのクボタスピアーズは学校に来て一緒に練習してくれたりとか、いろいろと社会貢献されているチームなので、ぜひラグビー盛り上げていきたいですね。いろいろな競技もあるので、特定のということではないですが、どうぞよろしくお願いいたします。 ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和5年第20回教育委員会会議を終了します。 閉会時刻 午前10時20分